

令和2年度における近畿地区の下請法の運用状況等について

令和3年6月23日
公正取引委員会事務総局
近畿中国四国事務所

第1 下請法の運用状況

1 書面調査の実施状況（第1表参照）

公正取引委員会では、下請取引の性格上、下請事業者からの下請法違反被疑事実についての情報提供を期待しにくいことから、親事業者及び当該親事業者と取引のある下請事業者を対象に定期的に書面調査を実施するなどして、違反行為の発見に努めている。

書面調査は、近畿中国四国事務所（中国支所及び四国支所を除く。以下「近畿事務所」という。）管内（福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県）に所在する資本金の額又は出資の総額が1000万円超の親事業者11,000名（製造委託等^{（注1）}7,309名、役務委託等^{（注2）}3,691名）及び当該親事業者と取引のある下請事業者56,500名（製造委託等41,131名、役務委託等15,369名）を対象に実施した（第1表参照）。

（注1） 製造委託及び修理委託をいう。以下同じ。

（注2） 情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。以下同じ。

第1表 書面調査の実施状況

年 度	区 分	親事業者調査（名）		下請事業者調査（名）	
		全 国	近 畿	全 国	近 畿
令和2年度		60,000	11,000	300,000	56,500
	製造委託等	36,128	7,309	196,879	41,131
	役務委託等	23,872	3,691	103,121	15,369
令和元年度		60,000	11,000	300,000	56,500
	製造委託等	35,810	7,270	200,190	42,217
	役務委託等	24,190	3,730	99,810	14,283
平成30年度		60,000	10,600	300,000	56,500
	製造委託等	39,175	7,593	211,741	43,633
	役務委託等	20,825	3,007	88,259	12,867

2 下請法違反被疑事件の処理状況

(1) 下請法違反被疑事件の新規着手及び処理の状況（第2表参照）

ア 新規着手状況

新規に着手した下請法違反被疑事件は1,393件（製造委託等1,083件、役務委託等310件）であり、事件の端緒としては、公正取引委員会が親事業者及び下請事業者を対象に行った書面調査によるものが1,376件（製造委託等1,072件、役務委託等304件）、下請事業者等からの申告によるものが17件（製造委託等11件、役務委託等6件）である。

イ 処理状況

下請法違反被疑事件として処理した件数は 1,399 件（製造委託等 1,091 件、役務委託等 308 件）であり、このうち、1,397 件について下請法第 7 条の規定に基づく勧告又は違反行為の改善を求める指導（違反のおそれのある行為に対する指導を含む。以下同じ。）の措置を講じており、その内訳は、勧告が 1 件（役務委託）、指導が 1,396 件（製造委託等 1,090 件、役務委託等 306 件）である。

勧告事件の概要は別紙 1、指導を行った主な事件の概要は別紙 2 のとおりである。

措置件数の 1,397 件（前年度比 0.1%増）は、改正下請法が施行された平成 16 年度以降最多の数となっている。

第 2 表 下請法違反被疑事件の処理状況

[単位：件]

区 分 年 度		新 規 着 手 件 数 ^(注2)				処 理 件 数					
						措 置			不問	計	
		書面調査	申告	中小企業 庁 長 官 か ら の 措置請求	計	勧告 ^(注1)	指導 ^(注1)	小計			
令和2年度	全国	8,291	101	1	8,393	4	8,107	8,111	222	8,333	
	近畿	1,376	17	0	1,393	1	1,396	1,397	2	1,399	
	製造委託等	全国	5,450	59	1	5,510	3	5,340	5,343	139	5,482
		近畿	1,072	11	0	1,083	0	1,090	1,090	1	1,091
	役務委託等	全国	2,841	42	0	2,883	1	2,767	2,768	83	2,851
		近畿	304	6	0	310	1	306	307	1	308
令和元年度	全国	8,360	155	0	8,515	7	8,016	8,023	292	8,315	
	近畿	1,382	28	0	1,410	1	1,394	1,395	4	1,399	
	製造委託等	全国	5,725	100	0	5,825	7	5,524	5,531	179	5,710
		近畿	1,067	19	0	1,086	1	1,073	1,074	3	1,077
	役務委託等	全国	2,635	55	0	2,690	0	2,492	2,492	113	2,605
		近畿	315	9	0	324	0	321	321	1	322
平成30年度	全国	7,757	141	0	7,898	7	7,710	7,717	382	8,099	
	近畿	1,182	15	0	1,197	0	1,389	1,389	6	1,395	
	製造委託等	全国	5,276	84	0	5,360	7	5,250	5,257	256	5,513
		近畿	939	10	0	949	0	1,095	1,095	4	1,099
	役務委託等	全国	2,481	57	0	2,538	0	2,460	2,460	126	2,586
		近畿	243	5	0	248	0	294	294	2	296

(注 1) 勧告又は指導を行った事件の中には、製造委託等及び役務委託等との双方において違反行為が認められたものがあるが、本表においては、当該事件の違反行為が主として行われた取引に区分して、件数を計上している。

(注 2) 新規着手件数には、消費税転嫁対策特別措置法に基づく調査において得られた端緒を含む。

(2) 下請法違反行為の類型別件数の状況（第3表参照）

ア 勧告又は指導を行った件数を下請法違反行為の類型別にみると、合計で2,621件となっており、このうち、製造委託等に係るものが2,065件、役務委託等に係るものが556件となっている。

イ 発注書面の交付義務等を定めた手続規定違反（下請法第3条又は第5条違反）は1,189件（類型別件数の合計の45.4%）となっており、このうち、製造委託等に係るものが942件、役務委託等に係るものが247件となっている。

ウ 親事業者の禁止行為を定めた実体規定違反（下請法第4条違反）は1,432件（類型別件数の合計の54.6%）である。その内訳は、①下請代金の支払遅延が777件（実体規定違反に係る類型別件数の合計の54.3%）、②下請代金の減額が292件（同20.4%）、③買いたたきが126件（同8.8%）等となっている。

(ア) 製造委託等に係る実体規定違反は1,123件であり、その内訳は、①下請代金の支払遅延が572件（製造委託等の実体規定違反に係る類型別件数の合計の50.9%）、②下請代金の減額が238件（同21.2%）、③買いたたきが94件（同8.4%）等となっている。

(イ) 役務委託等に係る実体規定違反は309件であり、その内訳は、①下請代金の支払遅延が205件（役務委託等の実体規定違反に係る類型別件数の合計の66.3%）、②下請代金の減額が54件（同17.5%）、③買いたたきが32件（同10.4%）等となっている。

第3表 下請法違反行為の類型別件数

[単位：件]

区 分 年 度		手続規定違反			実 体 規 定 違 反												合計
		書面交 付義務	書類保 存義務	小計	受領 拒否	支払 遅延	減額	返品	買い たたき	購入等 強制	早期 決済	割引困 難手形	利益提 供要請	やり 直し等	報復 措置	小計	
令和 2年度	全国	6,003	934	6,937	40	4,738	1,471	15	830	76	78	314	297	120	0	7,979	14,916
	近畿	1,048	141	1,189	11	777	292	5	126	20	23	77	81	20	0	1,432	2,621
製造 委託等	全国	4,181	612	4,793	36	2,881	1,072	15	497	47	72	303	255	89	0	5,267	10,060
	近畿	833	109	942	11	572	238	5	94	16	23	74	75	15	0	1,123	2,065
役務 委託等	全国	1,822	322	2,144	4	1,857	399	0	333	29	6	11	42	31	0	2,712	4,856
	近畿	215	32	247	0	205	54	0	32	4	0	3	6	5	0	309	556
令和 元年度	全国	5,864	745	6,609	32	3,651	1,150	14	721	72	98	254	336	590	1	6,919	13,528
	近畿	1,068	132	1,200	5	515	200	0	143	12	21	67	72	111	0	1,146	2,346
製造 委託等	全国	4,202	458	4,660	29	2,160	867	11	533	47	92	243	287	458	1	4,728	9,388
	近畿	825	90	915	5	357	160	0	121	10	20	67	68	91	0	899	1,814
役務 委託等	全国	1,662	287	1,949	3	1,491	283	3	188	25	6	11	49	132	0	2,191	4,140
	近畿	243	42	285	0	158	40	0	22	2	1	0	4	20	0	247	532
平成 30年度	全国	5,964	778	6,742	46	3,371	834	19	1,487	90	113	374	348	132	5	6,819	13,561
	近畿	1,070	147	1,217	15	560	216	5	401	17	30	112	98	40	3	1,497	2,714
製造 委託等	全国	4,183	520	4,703	36	2,051	642	14	1,195	61	110	356	291	96	3	4,855	9,558
	近畿	850	118	968	13	420	184	5	347	13	30	109	85	32	3	1,241	2,209
役務 委託等	全国	1,781	258	2,039	10	1,320	192	5	292	29	3	18	57	36	2	1,964	4,003
	近畿	220	29	249	2	140	32	0	54	4	0	3	13	8	0	256	505

(注1) 1件の事件において複数の行為類型について勧告又は指導を行っている場合があるので、違反行為の類型別件数の合計と

第2表の「措置」の件数（「勧告」及び「指導」の合計件数）とは一致しない。

(注2) 書面交付義務違反については、発注書面の不交付のほか、記載不備も含まれる。

(3) 下請事業者が被った不利益の原状回復の状況

令和2年度においては、下請事業者が被った不利益について、親事業者11名^(注)から、下請事業者338名^(注)に対し、下請代金の減額分の返還等、総額2億5098万円相当の原状回復が行われた。

(注) 親事業者数及び下請事業者数は延べ数である。

ア 下請代金の減額事件においては、親事業者5名から、下請事業者96名に対し、2億3083万円の減額分が返還された(第4表参照)。

第4表 下請代金の減額事件における減額分の返還状況

年 度	項 目	返還を行った 親事業者数	返還を受けた 下請事業者数	返還の年度総額 (原状回復額) (注)
令和2年度	全国	71名	3,858名	3億7155万円
	近畿	5名	96名	2億3083万円
令和元年度	全国	104名	4,087名	17億6191万円
	近畿	8名	691名	3827万円
平成30年度	全国	120名	4,593名	1億8367万円
	近畿	4名	10名	1311万円

(注) 原状回復額は1万円未満を切り捨てている。以下同じ。

イ 下請代金の支払遅延事件においては、親事業者5名から、下請事業者241名に対し、2001万円の遅延利息等が支払われた(第5表参照)。

第5表 下請代金の支払遅延事件における遅延利息等の支払状況

年 度	項 目	支払を行った 親事業者数	支払を受けた 下請事業者数	支払の年度総額 (原状回復額)
令和2年度	全国	126名	2,340名	9364万円
	近畿	5名	241名	2001万円
令和元年度	全国	132名	2,931名	3億2026万円
	近畿	8名	207名	1913万円
平成30年度	全国	165名	4,901名	4億2288万円
	近畿	7名	23名	831万円

ウ 返品事件においては、親事業者 1 名から、下請事業者 1 名に対し、13 万円が支払われた（第 6 表参照）。

第 6 表 返品事件における不利益分の支払状況

年 度	項 目	支払を行った 親事業者数	支払を受けた 下請事業者数	支払の年度総額 (原状回復額)
令和 2 年度	全国	4 名	33 名	1168 万円
	近畿	1 名	1 名	13 万円
令和元年度	全国	11 名	106 名	6 億 6438 万円
	近畿	—	—	—
平成 30 年度	全国	7 名	59 名	1911 万円
	近畿	—	—	—

（注）該当がない場合を「—」で示した。

第2 企業間取引の公正化への取組

公正取引委員会は、企業間取引の公正化を目的として、下請法及び優越的地位の濫用規制（以下「下請法等」という。）に係る違反行為を未然に防止するための各種の施策を実施している。

令和2年度の状況は次のとおりである。

1 下請法等に係る講習会

(1) 基礎講習会

公正取引委員会は、企業のコンプライアンス意識の高まりや初心者向けの講習会開催に係る要望等を踏まえ、下請法等に関する基礎知識を習得することを希望する者を対象とした「基礎講習会」を実施している。

令和2年度においては、近畿事務所では当該講習会を9回実施した。

(2) 下請取引適正化推進講習会

公正取引委員会は、中小企業庁と共同して、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」と定め、下請法の概要等を説明する「下請取引適正化推進講習会」を全国各地で実施するなど、下請法の普及・啓発を図っている。

令和2年度においては、近畿事務所では近畿経済産業局と共同して、当該講習会を4府県5会場で実施した。

2 下請法等に係る相談

公正取引委員会では、年間を通して、下請法等に係る相談を受け付けている。

令和2年度においては、近畿事務所では1,357件の相談に対応した。

3 下請取引等改善協力委員

公正取引委員会は、下請法等の効果的な運用に資するため、各地域の下請取引等の実情に明るい中小事業者等の下請取引等改善協力委員を委嘱している。令和2年度における近畿事務所管内の下請取引等改善協力委員（定員）は25名である。

令和2年度においては、7月以降、下請取引等改善協力委員から下請取引の現状等について意見聴取を行った。

4 コンプライアンス確立への積極的支援

公正取引委員会は、事業者等からの下請法等に係る相談に応じるとともに、下請法等の一層の普及・啓発を図るため、事業者団体が開催する研修会等に講師を派遣している。

令和2年度においては、近畿事務所では事業者団体等へ3回講師を派遣した。

令和 2 年度における勧告事件（1 件）

（株）フジデンに対する件（令和 2 年 7 月 30 日）	
親事業者	（株）フジデン（本社 大阪府）
事業内容	家電製品の配送及び設置
下請取引の内容	家電製品の配送及び設置
違反行為の概要 （期間）	【下請代金の減額（第 4 条第 1 項第 3 号）】 次のア及びイの額を下請代金の額から差し引くことにより，下請代金の額を減じていた。 ア 「CS管理費」^{（注1）}の額（平成 29 年 9 月～平成 30 年 11 月） イ 「防犯カメラ代」^{（注2）}の額（平成 29 年 9 月～平成 30 年 12 月）
減額金額	下請事業者 12 名に対し，総額 2882 万 6725 円 【勧告前に返還済み】

（注 1）顧客満足度向上のためのフジデンにおける取組に要する費用として徴収した金銭のこと。

（注 2）実際には利用実態がなく，費用が発生していない防犯カメラに係る費用として徴収した金銭のこと。

令和 2 年度における主な指導事件

1 受領拒否（第 4 条第 1 項第 1 号）

- 衣料品の製造を下請事業者へ委託している A 社は、販売状況に合わせて納入させることを理由に、あらかじめ定められた納期に下請事業者の給付を受領しなかった。

2 下請代金の支払遅延（第 4 条第 1 項第 2 号）

- ① 衣料品の製造を下請事業者へ委託している B 社は、新型コロナウイルス感染症の影響により売上げが減少し自社の資金繰りが悪化したことを理由に、下請事業者に対し、あらかじめ定められた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。
- ② 機械の設計等を下請事業者へ委託している C 社は、下請事業者の給付を受領した日から 60 日以内に下請代金を支払わなければならないにもかかわらず、「毎月 20 日納品締切、翌月末日支払」の支払制度を採っていたため支払遅延が生じていた。
- ③ 板金部品等の製造を下請事業者へ委託している D 社は、下請事業者からの請求書の提出が遅れたことを理由に、下請事業者に対し、あらかじめ定められた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。

3 下請代金の減額（第 4 条第 1 項第 3 号）

- ① 生活関連用品の製造を下請事業者へ委託している E 社は、「仕入割戻」と称して、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた。
- ② 印刷・製本を下請事業者へ委託している F 社は、「現金値引」と称して、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた。
- ③ 金型の製造を下請事業者へ委託している G 社は、下請事業者との間で下請代金を下請事業者の銀行口座に振り込む際の手数料を下請事業者が負担する旨の書面での合意をしておらず、また、自社が実際に支払う振込手数料を超える額を下請代金の額から減じていた。

4 返品（第 4 条第 1 項第 4 号）

- ペット用品の製造を下請事業者へ委託している H 社は、販売先から返品されたことを理由に、当該ペット用品を下請事業者へ返品していた。

5 有償支給原材料等の対価の早期決済（第 4 条第 2 項第 1 号）

- 掃除用具の製造を下請事業者へ委託している I 社は、下請事業者に対し、有償で原材料を支給しているが、当該原材料の対価について、当該原材料を用いた給付に係る下請代金の支払期日より早い時期に、支払うべき下請代金の額から控除していた。